

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項の規定に基づき、同項に定める特定個人情報保護評価書を次のとおり公示します。

令和5年7月13日

京都市長 門川 大作

## 1 評価書の名称

京都市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

## 2 評価書に対する意見の提出

上記1の評価書に意見がある方は、次のとおり意見を提出できます。

### (1) 受付期間

令和5年7月13日から同年8月14日まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、次の提出先に提出

（提出先）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

京都市行財政局税務部税制課税務推進担当 宛て

FAX：075-213-5220

E-mail：zeisei@city.kyoto.lg.jp

### (3) 意見の取扱い

ア 提出された意見については、個人情報を除く概要をインターネット（京都市ホームページ）で公表します。

イ 意見に対する個別の回答は行いません。

ウ 意見の提出において収集した個人情報は、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

## 3 その他

(1) インターネット（京都市ホームページ）のほか、各区役所・支所、情報公開コーナー及び税制課においても、評価書の閲覧等ができます。

- (2) 上記2の経路を経たうえで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取し、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	京都市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、地方税事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税に関する以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税者からの申告等又は本市の調査に基づく市税の課税</li> <li>2 納税者の納税状況の管理及び滞納整理</li> </ol> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は以下のとおり。</p> <p><b>【個人市民税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者からの申告書等及び税務署、企業、年金保険者等からの課税資料を受け付け、管理する。</li> <li>・税額を決定し、納税義務者に税額通知書、納税通知書を送付する。</li> <li>・扶養是正調査、未申告調査を行う。</li> <li>・市民税申告書、給与支払報告書総括表を作成し、送付する。</li> <li>・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。</li> <li>・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。</li> </ul> <p><b>【固定資産税・都市計画税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成する。</li> <li>・税額を決定し、納税義務者に納税通知書を送付する。</li> <li>・償却資産に係る申告書等を受け付けて、管理する。</li> <li>・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。</li> <li>・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。</li> </ul> <p><b>【軽自動車税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者からの申告書等を受け付け、管理する。</li> <li>・税額を決定し、納税義務者に納税通知書を送付する。</li> <li>・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。</li> <li>・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。</li> </ul> <p><b>【事業所税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告義務者からの申告書を受け付けて、管理する。</li> <li>・税額を更正・決定した場合は、納税義務者に更正・決定通知書を送付する。</li> <li>・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。</li> </ul> <p><b>【宿泊税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊事業者からの申告等により特別徴収義務者を把握する。</li> <li>・特別徴収義務者からの申告書等を受け付け、管理する。</li> <li>・税額を更正・決定した場合は、特別徴収義務者に更正・決定通知書を送付する。</li> </ul> <p><b>【税収納・滞納整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者からの納税状況を管理する。</li> <li>・納期限内に納付のない納税者について、滞納整理を行う。</li> <li>・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。</li> </ul>						
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務オンラインシステム
②システムの機能	<p>市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、宿泊税の課税状況及び収納状況を管理するシステムであり、以下の機能を有する。</p> <p>【税宛名管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳システムと連携して住基登録されている納税者の宛名データを管理する。</li> <li>・住登外の方及び法人について税独自で宛名データを管理する。</li> <li>・補助宛名(送付先など)を管理する。</li> </ul> <p>【課税状況管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税額計算に必要な各種情報を管理する。</li> <li>・税額を計算する。</li> <li>・税額通知書等、各種帳票を作成、印刷する。</li> </ul> <p>【収納状況管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納状況を管理する。</li> </ul> <p>【証明発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種税証明を発行する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 既存業務システム、個人市民税課税支援システム、固定資産税課税支援システム、滞納整理支援システム、電子申告システム )</p>
システム2	
①システムの名称	個人市民税課税支援システム
②システムの機能	<p>個人市・府民税課税の課税データを作成するためのシステムであり、主な機能は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書などの各種課税資料の画像を表示する。</li> <li>・各種課税資料を名寄せした上で論理チェック等を行う。また、オンラインにより修正を行う。</li> <li>・名寄せした各種課税資料を機械により合算処理を行って論理チェック等を行う。また、オンラインにより修正を行う。</li> <li>・課税データを作成し税務オンラインシステムに連携する。</li> <li>・納税義務者の課税資料等の閲覧を行う。</li> <li>・国税庁より受け取った確定申告書データの管理及び画像変換処理</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 滞納整理支援システム、国税連携システム、電子申告システム )</p>

システム3	
①システムの名称	宿泊税データ管理システム
②システムの機能	<p>宿泊税に係る特別徴収義務者との経過記録の管理、各種帳票の作成・発行等を行うシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過記録の管理</li> <li>・申告期限の特例に関する判定及び帳票作成</li> <li>・警告文発送対象の抽出及び一覧・帳票作成</li> <li>・更正・決定に係る加算金計算及び一覧・帳票作成</li> <li>・経営申告書、未申告指導文の帳票作成</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	固定資産税課税支援システム
②システムの機能	<p>固定資産税(土地・家屋)の課税データを作成するためのシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線価を計算する。</li> <li>・地番図の管理を行う。</li> <li>・航空写真の表示を行う。</li> <li>・土地沿革台帳を管理する。</li> <li>・家屋沿革台帳を管理する。</li> <li>・課税データの元となるデータを作成し、税務オンラインシステムに連携する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	<p>収納情報、財産情報等の滞納整理に必要な情報を管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムと連携して滞納情報を管理する。</li> <li>・調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。</li> <li>・滞納整理に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。</li> <li>・滞納整理に関する折衝記録などを管理する。</li> <li>・催告書、納付書等を発行する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人市民税課税支援システム )</p>

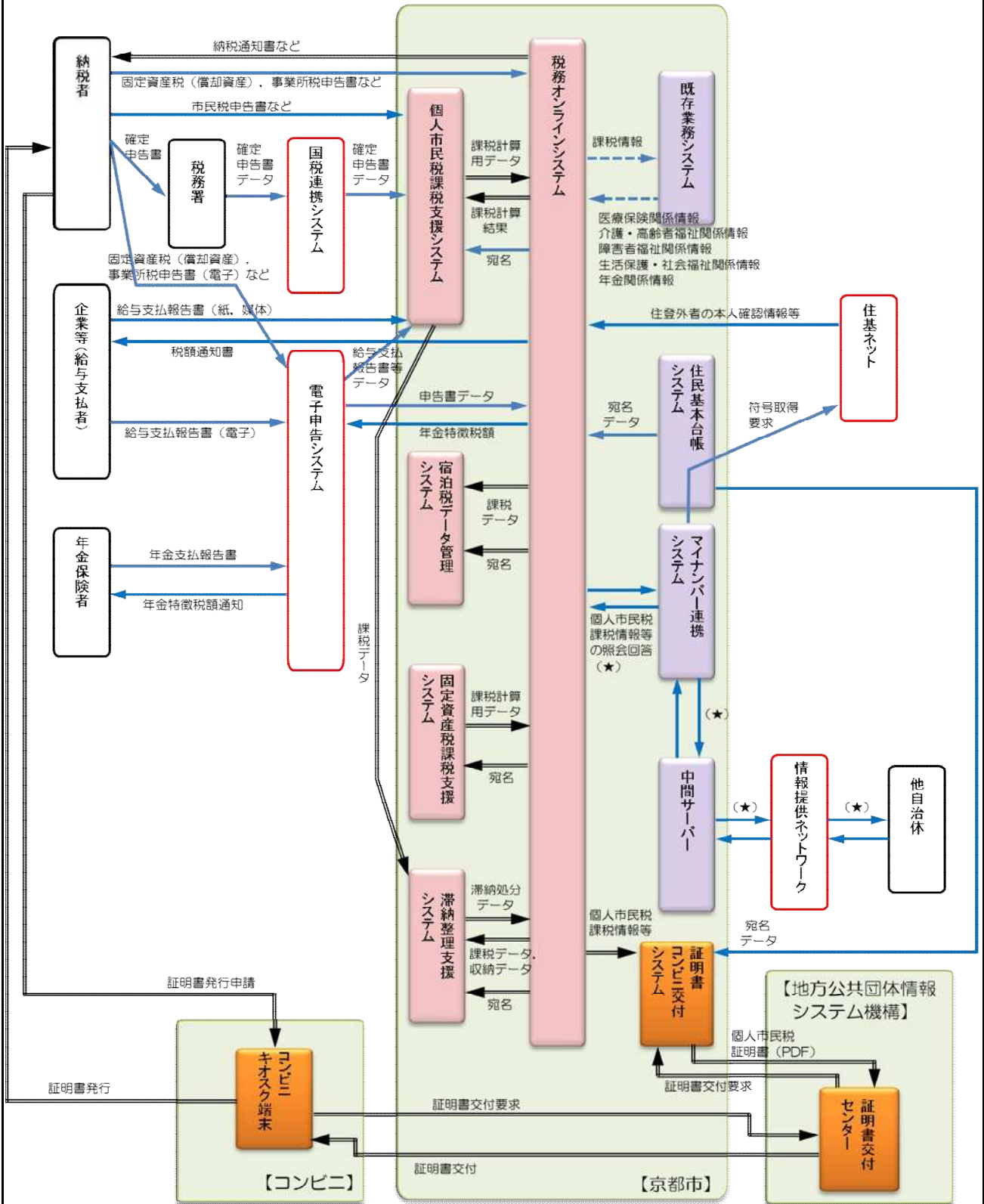




システム8	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	納税者が税務署に対して行う国税(所得税)の確定申告のデータを、各市区町村に電子的に連携するためのシステム
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 個人市民税課税支援システム )
システム9	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	<p>既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能</p> <p>2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能</p> <p>3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番をCSコネクタに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )
システム10	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1 連携機能 既存の住基システム、税務オンラインシステムと証明書情報を連携する機能</p> <p>2 証明書データ作成機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、証明書データ(PDF)を作成し、送信する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	より適切かつ効率的な税務事務を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者が行政に対して行う各種手続きに置いて、税関係の書類の添付を省略できるようになることが期待される。</li> <li>・税務事務において課税資料の名寄せなどがより正確、効率的にできるようになる。</li> <li>・他市区町村への税情報の照会や他業務の情報の取得がより効率的にできるようになる。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条</p> <p>(3) 番号法第19条第9号(条例関係事務)</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 第27項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ⇒ 個人情報(個人番号は含まない)
- 特定個人情報(符号要求を含む)
- - - 庁内連携

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び税務調査対象者等
その必要性	・賦課徴収事務における本人確認のため ・税額通知書(特徴義務者用)等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報：本人確認、課税資料の名寄せに必要</li> <li>・その他識別番号(宛名番号)：個人番号との紐づけに必要</li> <li>・その他住民票関係情報、連絡先：賦課期日での居住地判定や納税者への聞き取り調査に必要</li> <li>・国税関係情報、地方税関係情報：賦課徴収業務に必要</li> <li>・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報：賦課徴収業務に必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	行財政局税務部税制課、資産税課、市税事務所

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 文化市民局地域自治推進室、保健福祉局保険年金課、保健福祉局介護ケア推進課、保健福祉局障害保健福祉推進室、保健福祉局生活福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、電子申告システム、国税連携システム、本市共通システム基盤の情報連携機能 )						
③入手の時期・頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に入手 国税関係情報：原則月1回(ただし1～5月には計22回) 地方税関係情報：月1回 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：年1回(1月) <input type="checkbox"/> 個別的な対応に際して入手 個人番号、その他識別情報、4情報、連絡先、その他住民票関係情報：異動のある都度 障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報：調査の都度						
④入手に係る妥当性	賦課徴収業務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報収集を行う必要がある。						
⑤本人への明示	<本人・代理人からの入手> 地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 <情報提供ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第21条別表第二において明示されている。 <庁内連携による入手> 番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。 <住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。						
⑥使用目的 ※	・適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税者が申告書等を提出する際、添付書類が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。						
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—				
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>行財政局税務部税制課、資産税課及び市税事務所並びに各区・支所市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナー</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>[ 1,000人以上 ]</td> <td>               &lt;選択肢&gt;                1) 10人未満                2) 10人以上50人未満                3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満                5) 500人以上1,000人未満                6) 1,000人以上             </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	行財政局税務部税制課、資産税課及び市税事務所並びに各区・支所市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナー	使用者数	<table border="1"> <tr> <td>[ 1,000人以上 ]</td> <td>               &lt;選択肢&gt;                1) 10人未満                2) 10人以上50人未満                3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満                5) 500人以上1,000人未満                6) 1,000人以上             </td> </tr> </table>	[ 1,000人以上 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	行財政局税務部税制課、資産税課及び市税事務所並びに各区・支所市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナー						
使用者数	<table border="1"> <tr> <td>[ 1,000人以上 ]</td> <td>               &lt;選択肢&gt;                1) 10人未満                2) 10人以上50人未満                3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満                5) 500人以上1,000人未満                6) 1,000人以上             </td> </tr> </table>	[ 1,000人以上 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
[ 1,000人以上 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 業務全般 ・本人確認に個人番号を使用する。 ・提出された申告書等の課税資料に記載された個人番号を使用して、資料の名寄せを行う。 <input type="checkbox"/> 課税事務 ・扶養情報など課税に必要な情報について、個人番号を元に情報提供ネットワークに照会を行う。						
	<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td>課税事務のため、医療保険関係、障害者福祉関係、生活保護・社会福祉関係、介護・高齢者福祉関係、年金関係の情報と突合する。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>課税状況調などの各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような統計分析は行っていない。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>税額決定、更正、減免の決定</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	課税事務のため、医療保険関係、障害者福祉関係、生活保護・社会福祉関係、介護・高齢者福祉関係、年金関係の情報と突合する。	情報の統計分析 ※	課税状況調などの各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような統計分析は行っていない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	税額決定、更正、減免の決定
情報の突合 ※	課税事務のため、医療保険関係、障害者福祉関係、生活保護・社会福祉関係、介護・高齢者福祉関係、年金関係の情報と突合する。						
情報の統計分析 ※	課税状況調などの各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような統計分析は行っていない。						
権利利益に影響を与え得る決定 ※	税額決定、更正、減免の決定						
⑨使用開始日	平成28年1月1日						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 7 ) 件	
委託事項1	税務オンラインシステムのオペレーション業務委託	
①委託内容	システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社京信システムサービス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。
	⑨再委託事項	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション



<b>委託事項2</b>		税務オンラインシステムの運用保守委託
①委託内容		システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		個人市民税課税支援システム・国税連携システムの運用保守委託
①委託内容		個人市民税課税支援システム及び国税連携システムのアプリケーション保守及び運用の支援を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税の納税義務者及びその扶養者
	その妥当性	個人市民税の課税事務を支援するシステムのため、その運用、保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		京都市個人市・府市民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける運用支援業務コンソーシアム 京都市個人市・府市民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守コンソーシアム
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		電子申告審査システム等の運用管理業務
①委託内容		電子申告システムの保守業務の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	電子申告システムを利用している納税義務者
	その妥当性	電子申告の審査システムの ASP のため、特定個人情報ファイルも取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項5</b>		個人市民税の課税資料のデータエントリー
①委託内容		紙で提出された給与支払報告書などの課税資料から電子データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税の納税義務者及びその扶養者
	その妥当性	給与支払報告書などには個人番号が記載されるので、その取扱いも委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		京都工業株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	



<b>委託事項6</b>		軽自動車税及び市税口座振替に係る電算データ入力業務
①委託内容		紙で提出された軽自動車税の課税資料や市税口座振替の資料から電子データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者及び口座振替を利用する納税義務者
	その妥当性	軽自動車税の課税データ及び口座振替情報入力のため、対象データを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作しパンチ入力 )
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社パソナ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項7</b>		滞納整理支援システムの保守運用委託
①委託内容		滞納整理支援システムの保守及び運用の支援を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	滞納整理事務を支援するシステムのため、その保守、運用を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 8 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 42 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務
③提供する情報	個人市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	個人市民税の特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の給与に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与に係る特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	当初分: 毎年5月 更正分: 月1回

<b>提供先3</b>	日本年金機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	個人市民税の年金に係る特別徴収に関する事務	
③提供する情報	年金に係る特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金に係る特別徴収の対象となる年金受給者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初分: 毎年7月 更正分: 月1回	
<b>提供先4</b>	国税庁	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号に基づく本市条例	
②提供先における用途	国税の賦課徴収事務	
③提供する情報	番号法第19条第10号に規定する事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
<b>提供先5</b>	都道府県知事及び市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	地方税の賦課徴収事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に規定する事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

<b>提供先6</b>	個人情報保護委員会規則で定める条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	個人情報保護委員会規則で定める用途
③提供する情報	個人情報保護委員会規則で定める情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先7</b>	京都市教育委員会事務局総務部調査課
①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく本市条例
②提供先における用途	小学校及び中学校並びにこれらに相当する学校(各種学校を含む。)における就学の援助に関する事務
③提供する情報	個人市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>提供先8</b>	番号法第19条第15号の用途ために使用する情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第15号
②提供先における用途	各議院審査等その他番号法施行令で定める公益上の必要性による用途
③提供する情報	地方税の賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	協力要請のある都度



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

1	レコードキー	16	担当課(法市)	31	住定日	46	住基区(ファイル識別)
2	宛名番号	17	税理士名	32	消除日	47	住基除票番号
3	履歴番号	18	代表者名	33	在留期間 始	48	住基住所番号
4	個人法人区分	19	補記サイン	34	在留期間 終	49	住基履歴番号
5	宛名種別	20	個人法人名カナ	35	異動事由	50	DVサイン
6	住所コード	21	個人本名カナ	36	消除事由	51	住民区分
7	市外識別サイン	22	個人通名カナ	37	補助複写元宛名番号	52	処理課
8	市町村コード	23	電話番号	38	前経歴宛名番号	53	処理日
9	住所文字数	24	電話番号(担当課)特徴	39	後経歴宛名番号	54	異動サイン
10	住所	25	電話番号(担当課)法人	40	前回住基除票番号	55	個人番号
11	方書	26	電話番号(税理士)	41	性別	56	法人番号
12	個人法人名	27	バーコードデータ(全桁)	42	原ファイル区分		
13	個人本名	28	新郵便番号	43	住登区分		
14	個人通名	29	バーコードデータ(地番等)	44	点字サイン		
15	担当課(特徴)	30	生年月日	45	法人格変換サイン		

【個人市民税情報】

1	普徴キーコード	43	台帳	85	【旧】個人年金保険料支払額	127	寄附金控除(京都府条例)
2	年度相当	44	年金	86	旧長期損害保険料支払額	128	住宅借入金等特別控除見込額
3	税目	45	所得の種類	87	配偶者合計所得	129	二項減免
4	普徴コード	46	申告区分	88	本人該当	130	均等割サイン
5	履歴番号	47	退職所得ありサイン	89	夫・未	131	均等割率
6	特徴キーコード	48	支払金額等	90	障害者	132	所得割サイン
7	年度相当	49	給与支払金額	91	高齢者・寡婦・勤労学生	133	所得割率
8	税目	50	公的年金支払金額	92	同居の妻	134	一項減免
9	特徴コード	51	特定支出控除	93	廃止減免サイン	135	サイン
10	履歴番号	52	所得明細サイン	94	扶養該当	136	期
11	第2コード	53	営業	95	控除対象配偶者	137	均等割率
12	税目	54	農業	96	同居老親等	138	所得割率
13	第2コード	55	その他事業	97	老人扶養	139	税額
14	特徴コード(2)	56	不動産	98	特定扶養	140	年税額
15	普徴コード(2)	57	利子	99	その他扶養	141	均等割(市民税)
16	異動サイン	58	配当	100	同居特別障害	142	所得割(市民税)
17	特徴受給者番号	59	給与	101	特別障害	143	均等割(府民税)
18	氏名カナ	60	雑所得	102	その他障害	144	所得割(府民税)
19	生年月日	61	譲渡・一時	103	16歳未満(年少扶養)	145	二項減免後特徴税額
20	徴収区・管理区	62	総合課税所得	104	専従者控除	146	均等割(市民税)
21	調定月	63	総合課税所得コード	105	青専	147	所得割(市民税)
22	修正月	64	所得(総合)	106	青専(配)	148	均等割(府民税)
23	特徴徴収済月	65	分離課税所得	107	青専(他)	149	所得割(府民税)
24	異動理由サイン	66	分離課税所得コード	108	白専	150	二項減免後普徴税額
25	処理月	67	所得(分離)	109	白専(配)	151	均等割(市民税)
26	過年度調定年月	68	特別控除等	110	白専(他)	152	所得割(市民税)
27	国保コード	69	特別控除等コード	111	専従者控除額	153	均等割(府民税)
28	課税区分	70	特別控除	112	所得控除額合計	154	所得割(府民税)
29	一特サイン	71	所得金額の合計	113	課税標準コード	155	一項減免後特徴税額
30	特繰サイン	72	合計所得金額	114	課税標準	156	均等割(市民税)
31	切替(普特)サイン	73	総所得金額等の合計額	115	算出所得割額	157	所得割(市民税)
32	転勤サイン	74	【旧】生命保険料支払額	116	算出所得割額コード	158	均等割(府民税)
33	区外サイン	75	【新】生命保険料支払額	117	市民税所得割	159	所得割(府民税)
34	特徴サイン	76	【新】個人年金保険料支払額	118	府民税所得割	160	一項減免後普徴税額
35	手計算サイン	77	【新】介護保険料支払額	119	税額控除	161	均等割(市民税)
36	非免サイン	78	平均課税対象金額	120	税額控除コード	162	所得割(市民税)
37	課税サイン	79	損益通算	121	税額控除(市民税)	163	均等割(府民税)
38	現・過サイン	80	繰越控除	122	税額控除(府民税)	164	所得割(府民税)
39	資料区分	81	繰越損失サイン	123	寄附金控除(入力額)	165	他の特徴税額
40	税資	82	所得控除コード	124	寄附金控除(ふるさと納税)	166	特徴月割額
41	申告	83	所得控除(1)	125	寄附金控除(共同募金会)	167	特徴月割額
42	給報	84	小規模企業共済等掛金	126	寄附金控除(京都市条例)	168	一部普徴税額



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人市民税情報(つづき)】

169	普徴期割額	178	年金特徴固定サイン	187	配当割額(入力)	196	一項減免後年金特徴税額
170	普徴期割額	179	総合課税所得件数	188	株式等譲渡所得割額(入力)	197	均等割(市民税)
171	租税条約サイン	180	分離課税所得件数	189	配当割等控除・還付額	198	所得割(市民税)
172	生命保険料サイン	181	特別控除等件数	190	配当割等控除額(市民税)	199	均等割(府民税)
173	地震保険料サイン	182	所得控除(1)件数	191	配当割等控除額(府民税)	200	所得割(府民税)
174	配偶者特別控除サイン	183	課税標準件数	192	配当割等控除不足額	201	年金特徴月割額
175	年金特徴サイン	184	算出所得割件数	193	今回還付・追徴サイン	202	税額通知書ページ替コード
176	年金特徴停止月	185	税額控除件数	194	今回還付・追徴額	203	エラーメッセージ
177	過年度用C/H	186	配当割・株式等譲渡所得割	195	年金特徴税額	204	エラーサイン

【固定資産税土地情報(土地マスター)】

1	物件地コード	51	減免等事項(都計分母)	101	裏路線(路線価下落率第2年度4)	151	第5(宅地)比準地(現基準年度評点)
2	年度相当	52	住宅用地事項(記号)	102	裏路線(路線価下落率第3年度4)	152	第5(宅地)比準地(補正1)
3	納税者コード	53	住宅用地事項(割合)	103	裏路線(裏非道路サイン)	153	第5(宅地)比準地(補正2)
4	実地番(本番)	54	住宅用地事項(率)	104	裏路線(現基準年度路線価)	154	第5(宅地)比準地(補正3)
5	実地番(枝番)	55	小規模住宅用地事項(記号)	105	裏路線(奥行率)	155	第5(宅地)比準地(高架下サイン)
6	実地番(枝枝番)	56	小規模住宅用地事項(戸数)	106	裏路線(加算率)	156	宅地比準路線(路線価下落率第1年度5)
7	実地番(特異地番等)	57	小規模住宅用地事項(面積)	107	裏路線(補正1)	157	宅地比準路線(路線価下落率第2年度5)
8	実地番連絡サイン	58	小規模住宅用地事項(割合)	108	裏路線(補正2)	158	宅地比準路線(路線価下落率第3年度5)
9	代表地番(住所コード)	59	小規模住宅用地事項(小規模用地率)	109	裏路線(補正3)	159	宅地比準路線(宅地比準細路サイン)
10	代表地番(地番)	60	標準地No.(正面)	110	裏路線(補正4)	160	画地条件(画地計算標準値No)
11	類似土地(住所コード)	61	標準地No.(側方1)	111	基本比準地(比準地No.1)	161	画地条件(画地計算路線価No)
12	類似土地(地番)	62	標準地No.(側方2)	112	基本比準地(比準地目)	162	画地条件(準角地サイン(側方1))
13	登記名義人	63	標準地No.(裏)	113	基本比準地(比準地No.2)	163	画地条件(準角地サイン(側方2))
14	異動サイン	64	正面路線(路線価No)	114	基本比準地(砂防指定地サイン)	164	画地条件(裏路線地目)
15	所有権移転サイン	65	正面路線(路線価下落率第1年度1)	115	基本比準地(現基準年度評点)	165	画地条件(奥行距離)
16	事変記号1	66	正面路線(路線価下落率第2年度1)	116	基本比準地(補正割合)	166	画地条件(間口距離)
17	事変記号2	67	正面路線(路線価下落率第3年度1)	117	基本比準地(接地割合)	167	画地条件(路地状敷地サイン)
18	前地記号	68	正面路線(正面非道路サイン)	118	基本比準地(造成費記号)	168	画地条件(都計外雑種地サイン)
19	異動年次	69	正面路線(現基準年度路線価)	119	基本比準地(比準条件①)	169	画地条件(単独利用困難サイン)
20	地目C/H	70	正面路線(奥行率)	120	基本比準地(比準条件②)	170	画地条件(不整形地率)
21	評価地目	71	正面路線(補正1)	121	基本比準地(比準条件③)	171	画地条件(不整形地サイン)
22	登記地目	72	正面路線(補正2)	122	基本比準地(比準条件④)	172	画地条件(無道路地補正)
23	用途地区	73	正面路線(補正3)	123	基本比準地(比準条件⑤)	173	画地条件(宅地外補正)
24	宗教法人サイン	74	正面路線(補正4)	124	基本比準地(砂防地⑥)	174	画地条件(既存宅地等)
25	仮換地サイン	75	側方1路線(路線価No)	125	基本比準地(限定宅地等)	175	画地条件(景観減価区分)
26	換地処分日(年号)	76	側方1路線(路線価下落率第1年度2)	126	基本比準地(市街化調整区域内補正率)	176	画地条件(リスク)
27	換地処分日(年)	77	側方1路線(路線価下落率第2年度2)	127	第2比準地(標準値No.1)	177	画地条件(宅化規制)
28	換地処分日(月)	78	側方1路線(路線価下落率第3年度2)	128	第2比準地(比準地目)	178	画地条件(造成費)
29	換地処分日(日)	79	側方1路線(側方1非道路サイン)	129	第2比準地(標準値No.2)	179	画地条件(その他補正)
30	敷地権サイン	80	側方1路線(現基準年度路線価)	130	第2比準地(現基準年度評点)	180	画地条件(合地地籍)
31	画地計算サイン	81	側方1路線(奥行率)	131	第2比準地(補正割合)	181	画地条件(合地地籍S)
32	取得年次(理由)	82	側方1路線(加算率)	132	第2比準地(接地割合)	182	調区内補正(側1)
33	取得年次(年号)	83	側方1路線(補正1)	133	第2比準地(造成費記号)	183	調区内補正(側2)
34	取得年次(年)	84	側方1路線(補正2)	134	第3比準地(標準値No.1)	184	調区内補正(裏)
35	取得年次(月)	85	側方1路線(補正3)	135	第3比準地(比準地目)	185	負担水準(固定小規模)
36	取得年次(日)	86	側方1路線(補正4)	136	第3比準地(標準値No.2)	186	負担水準(固定住宅)
37	調整サイン	87	側方2路線(路線価No)	137	第3比準地(現基準年度評点)	187	負担水準(非住宅)
38	市街化区域農地事項(農地区分)	88	側方2路線(路線価下落率第1年度3)	138	第3比準地(補正割合)	188	負担水準(非住宅農並)
39	市街化区域農地事項(適用年度)	89	側方2路線(路線価下落率第2年度3)	139	第3比準地(接地割合)	189	負担水準(都計小規模)
40	市街化区域農地事項(生産緑地サイン)	90	側方2路線(路線価下落率第3年度3)	140	第3比準地(造成費記号)	190	負担水準(都計住宅)
41	市街化区域農地事項(宅地化農地サイン)	91	側方2路線(側方2非道路サイン)	141	第4比準地(標準値No.1)	191	負担水準(都計非住宅)
42	市街化区域農地事項(38年度価格)	92	側方2路線(現基準年度路線価)	142	第4比準地(比準地目)	192	負担水準(都計非住宅農並)
43	評価地籍	93	側方2路線(奥行率)	143	第4比準地(標準値No.2)	193	単位等評点
44	登記地籍	94	側方2路線(加算率)	144	第4比準地(現基準年度評点)	194	63年度評価額
45	地籍相違理由	95	側方2路線(補正1)	145	第4比準地(補正割合)	195	03年度評価額
46	減免等事項(記号)	96	側方2路線(補正2)	146	第4比準地(接地割合)	196	06年度評価額
47	減免等事項(割合)	97	側方2路線(補正3)	147	第4比準地(造成費記号)	197	09年度評価額
48	減免等事項(固定分子)	98	側方2路線(補正4)	148	第5(宅地)比準地(標準値No.1)	~	~
49	減免等事項(固定分母)	99	裏路線(路線価No)	149	第5(宅地)比準地(標準値No.2)	222	令和04年度評価額
50	減免等事項(都計分子)	100	裏路線(路線価下落率第1年度4)	150	第5(宅地)比準地(宅地割合)	223	前年度評価額

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【固定資産税土地情報(土地マスター)(つづき)】**

224	現年度評価額	237	前年度課税標準額(非住宅)	250	当年度課税標準額(都市計画税(小規模))	263	小規模到達S固定
225	前基準第3年度課税標準額(小規模)	238	前年度課税標準額(固定資産税(宅地並))	251	当年度課税標準額(都市計画税(住宅))	264	住宅到達S固定
226	前基準第3年度課税標準額(住宅)	239	前年度課税標準額(固定資産税(農地並))	252	当年度課税標準額(都市計画税(非住宅))	265	非住宅到達S固定
227	前基準第3年度課税標準額(非住宅)	240	前年度課税標準額(都市計画税(小規模))	253	当年度課税標準額(都市計画税(宅地並))	266	小規模到達S都計
228	前基準第3年度課税標準額(固定資産税(宅地並))	241	前年度課税標準額(都市計画税(住宅))	254	当年度課税標準額(都市計画税(農地並))	267	住宅到達S都計
229	前基準第3年度課税標準額(固定資産税(農地並))	242	前年度課税標準額(都市計画税(非住宅))	255	特例前課税標準額(固定資産税)	268	非住宅到達S都計
230	前基準第3年度課税標準額(都市計画税(小規模))	243	前年度課税標準額(都市計画税(宅地並))	256	特例前課税標準額(都市計画税(宅地並))	269	当初差替時異動サイン
231	前基準第3年度課税標準額(都市計画税(住宅))	244	前年度課税標準額(都市計画税(農地並))	257	エラー	270	価格下落率
232	前基準第3年度課税標準額(都市計画税(非住宅))	245	当年度課税標準額(小規模)	258	C/C	271	単位当価格
233	前基準第3年度課税標準額(都市計画税(宅地並))	246	当年度課税標準額(住宅)	259	名義補記サイン	272	路線価下落サイン
234	前基準第3年度課税標準額(都市計画税(農地並))	247	当年度課税標準額(非住宅)	260	コントロールホール		
235	前年度課税標準額(小規模)	248	当年度課税標準額(固定資産税(宅地並))	261	固定軽減後限度額		
236	前年度課税標準額(住宅)	249	当年度課税標準額(固定資産税(農地並))	262	都計軽減後限度額		

**【固定資産税家屋情報(家屋マスター)】**

1	物件地コード	4	構事項データ3(市評価サイン)	16	棟事項データ(評価区分)	27	棟事項データ(単位当評点数)
2	構事項データ(納税者コード、所在地、実家屋番号、特異家屋番号等、実家屋番号連絡サイン、登記名義人、登記名義人補記サイン、建物番号、戸番、登記床面積、床面積相違理由、敷地権サイン)	5	チェックコード	17	棟事項データ(木・非木サイン)	28	棟事項データ(損耗補正率)
		6	棟事項データ(棟No)	18	棟事項データ(分離課税サイン)	29	棟事項データ(減免等事項)
		7	棟事項データ(棟異動サイン)	19	棟事項データ(宗教法人サイン)	30	棟事項データ(前基準年度決定価格)
		8	棟事項データ(事変サイン)	20	棟事項データ(住宅戸数)	31	棟事項データ(現基準年度評価額)
		9	棟事項データ(異動年月)	21	棟事項データ(種類)	32	棟事項データ(決定価格)
		10	棟事項データ(調整サイン)	22	棟事項データ(種類詳細)	33	棟事項データ(特例後課税標準額)
		11	棟事項データ(化プ)	23	棟事項データ(構造(主体、屋根、階数、その他))	34	棟事項データ(新築減免終了サイン)
3	構事項データ2(構異動サイン、構事変サイン、構異動のもの連絡年月、構に対する異動年月)	12	棟事項データ(所在地サイン)	24	棟事項データ(建築年)	36	棟事項データ(前回構異動のみの異動年月)
		13	棟事項データ(需給補正率)	25	棟事項データ(実建年)	37	棟事項データ(前回異動年月)
		14	棟事項データ(免税点サイン)	26	棟事項データ(評価床面積)	38	棟事項データ(機械作成構異動データサイン)
		15	棟事項データ(比準評価サイン)				

**【固定資産税共有土地情報(共有分割土地マスター)】**

1	家屋物件地コード	8	明細(家屋なしサイン)	15	補正割合①	22	減免事項(固定分母)
2	土地物件地コード	9	明細(所在地コード)	16	補正割合②	23	減免事項(都計分子)
3	納税者コード	10	明細(筆数)	17	補正割合③	24	減免事項(都計分母)
4	共有者個人区分	11	明細(底地納税者コード)	18	補正割合④	25	敷地権サイン
5	チェックコード	12	持ち分(分子)	19	減免事項(記号)	26	エラーサイン
6	異動サイン	13	持ち分(分母)	20	減免事項(割合)	27	年度相当(年号)
7	明細(実家屋番号)	14	家屋敷地権サイン	21	減免事項(固定分子)	28	年度相当(年)

**【固定資産税償却資産課税情報】**

1	物件地コード	10	構築物(1)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)	13	航空機(4)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)	16	調整額(7)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)
2	納税者コード						
3	業種						
4	入力区分						
5	免税点サイン	11	機械及び装置(2)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)	14	車両及び運搬具(5)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)	17	合計(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)
6	評価補正サイン						
7	市評価サイン						
8	年度相当						
9	異動年次	12	船舶(3)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)	15	工具・器具・備品(6)(取得価格、理論帳簿価格、評価額、非課税該当評価額、決定価格、特例軽減額、課税標準額、課税免除課税標準額、減免相当課税標準額)	18	免税点判定区
						19	複数編冊サイン



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【固定資産税償却資産明細情報】**

1	物件コード	11	耐用年数	21	当年度評価額	31	免税点判定サイン
2	納税者コード	12	減価残存率	22	理論帳簿価格	32	個人法人サイン
3	資産種類コード	13	増加償却減価残存率	23	決定価格	33	市評価サイン
4	資産コード	14	前年度評価額	24	当年度課税標準額	34	免税点判定区
5	業種コード	15	陳腐化償却当年度評価	25	補正前評価額		
6	資産名称	16	特例等コード1	26	増加事由		
7	数量	17	特例等コード2	27	減少事由		
8	取得年月	18	分子	28	処理年月		
9	評価区分	19	分母	29	前年度理論帳簿価格		
10	取得価格	20	評価額補正率	30	当年度陳腐化理論帳簿価格		

**【固定資産税償却資産申告書情報】**

1	物件コード	5	構築物(1)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)	7	船舶(3)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)	9	車両及び運搬具(5)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)
2	納税者コード						
3	C/H						
4	業種コード						
		6	機械及び装置(2)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)	8	航空機(4)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)	10	工具・器具・備品(6)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)
11	調整額(7)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)	12	処理年月	15	免税点判定区		
		13	免税点判定サイン				
		14	市評価サイン				

**【固定資産税税額情報(賦課マスター)】**

1	年度相当	13	課税標準額1(共有土地課税標準額)	25	税額3(過年度調定額合計)	37	データ4(エラーサインテーブル)
2	納税者コード	14	課税標準額1(家屋課税標準額)	26	データ2(手計算サイン1)	38	データ5(法律上土地都計課税課免前)
3	データ1(物件区)	15	税額1(一般分税額)	27	データ2(手計算サイン2)	39	データ5(法律上土地都計課税課免相当)
4	データ1(減免サイン)	16	税額1(共有分税額)	28	データ2(機械計算年税額)	40	データ5(法律上土地都計課税課免後)
5	データ1(猶予サイン)	17	税額1(徴収猶予分税額)	29	課税標準額2(免税点以下土地課税(宅並))	41	データ5(法律上共有都計課税課免前)
6	データ1(土地有無)	18	税額1(免除分税額)	30	課税標準額2(免税点以下家屋課税)	42	データ5(法律上共有都計課税課免相当)
7	データ1(家屋有無)	19	税額1(生産緑地減額分税額)	31	課税標準額2(特例相当課税)	43	データ5(法律上共有都計課税課免後)
8	データ1(総括S)	20	税額2(年税額(宅地並))	32	手計算(手計算減免コード)	44	データ5(都計一般減額税額)
9	データ1(減免取り消しS)	21	税額3(期割税額)	33	手計算(手計算減免相当税額1)	45	データ5(都計共有減額税額)
10	データ1(異動サイン)	22	税額3(随時分)	34	手計算(手計算減免相当税額2)	46	
11	データ1(異動年次)	23	税額3(更生随時分)	35	手計算(手計算減免相当税額3)	47	
12	課税標準額1(土地(宅地並)課税標準額)	24	税額3(両年度期間過年度税額)	36	データ3(機械計算減免相当税額)	48	

**【軽自動車税情報】**

1	キーコード	13	非課税サイン	25	分類Ⅱ	37	証明用サイン
2	年度相当	14	標番変更サイン	26	区分	38	異動処理日
3	納税者コード	15	減免サイン	27	車両ナンバー	39	異動サイン
4	整理ナンバー	16	課税サイン	28	車台登録番号	40	データ更新情報
5	キーコード2	17	特殊車サイン	29	車名コード	41	処理事由コード
6	調定年度	18	改造車サイン	30	車名	42	処理時間
7	調定月	19	調定区分	31	型式	43	更新区
8	期別	20	車種コード	32	車台番号	44	更新日
9	発生年月日	21	調定額	33	排気量	45	車種補助コード
10	消滅年月日	22	車両番号	34	登録理由	46	初度検査年月
11	職権サイン	23	分類Ⅰ	35	廃車理由	47	税率サイン
12	課税保留サイン	24	表示	36	エラーサイン		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【事業所税課税情報】

1	事業所コード	21	資産割	41	課税サイン	61	減免算出額
2	納税者コード	22	課税サイン	42	給与総額	62	既減免額
3	チェックコード	23	事業所床面積	43	非課税給与額	63	追加減免額
4	事業年度始期	24	全年分	44	特例控除給与額	64	減免後税額(今回調定額)
5	事業年度終期	25	月割分	45	課税標準給与額	65	納付すべき額(資産割)
6	調定年度	26	非課税床面積	46	算出額	66	納付すべき額(従業者割)
7	過年度	27	全年分	47	割既確定額	67	納付すべき額(合計)
8	新增設サイン	28	月割分	48	納付すべき額	68	減免内訳
9	申告区分	29	特例控除床面積	49	減免前税額合計	69	コード
10	調定月	30	全年分	50	既確定額合計	70	資産割
11	事業所No.	31	月割分	51	納付すべき額	71	床面積×月数
12	前調定年月	32	課税標準床面積	52	資産割減免額	72	減免額徴収猶予額
13	コントロールホール	33	月数	53	減免額算出額	73	従業者割
14	異動サイン	34	全年分	54	既減免額	74	給与額
15	処理年	35	月割分	55	追加減免額	75	減免額
16	区コード	36	合計	56	従業者割減免額	76	減免額計
17	決算月	37	算出額算出割	57	減免額算出額	77	エラーサイン
18	資本金	38	既確定額	58	既減免額	78	エラーフラッグ
19	納期限	39	納付すべき額	59	追加減免額	79	処理年月
20	申告年月日	40	従業者割	60	減免額合計		

【事業所税明細情報】

1	事業所コード	23	従業者割	45	床面積	67	床面積合計
2	納税者コード	24	従業者数	46	従業者割	68	事業所床面積
3	チェックコード	25	給与総額	47	従業者数	69	非課税に係る共用床面積内訳
4	事業年度始期	26	明細書	48	給与総額	70	消防設備等(ア)
5	事業年度終期	27	資産割	49	特例明細書	71	全部非課税(イ)
6	調定年度	28	専用床面積	50	コード	72	2分の1非課税(ウ)
7	過年度	29	共用床面積	51	資産割	73	ア～ウ以外
8	新增設サイン	30	事業所床面積	52	特例床面積	74	合計
9	申告区分	31	月数	53	控除床面積	75	減免決定書
10	調定月	32	従業者割	54	従業者割	76	コード
11	事業所No.	33	従業者数	55	特例給与総額	77	資産割
12	前調定年月	34	給与総額	56	控除給与総額	78	該当床面積(ア)
13	コントロールホール	35	非課税明細書	57	特例明細書合計	79	ア×月数
14	異動サイン	36	コード	58	資産割	80	従業者割
15	処理年	37	資産割	59	控除床面積	81	支払い給与額
16	区コード	38	床面積	60	従業者割	82	特殊関係者等明細書
17	決算月	39	従業者割	61	控除給与総額	83	納税者コード
18	事業所等	40	従業者数	62	共用部分計算書	84	床面積
19	資産割	41	給与総額	63	専用延べ面積	85	従業者数
20	専用床面積	42	非課税明細書合計	64	事業所延べ面積	86	エラーサイン
21	共用床面積	43	コード	65	非課税面積	87	エラーフラッグ
22	事業所床面積	44	資産割	66	課税床面積	88	処理年月

【宿泊税施設情報】

1	納入者番号	9	変更異動年月日	17	部屋数	25	施設種別
2	対象年月	10	廃止申告年月日	18	許可・届出年月日	26	方書
3	年度相当	11	廃止異動年月日	19	許可番号連番	27	電話番号
4	申告特例サイン	12	所在地	20	届出番号	28	担当者
5	申告期限	13	郵便番号	21	休止年月日	29	年度相当
6	開始申告年月日	14	名称カナ	22	再開年月日	30	賦課停止サイン
7	開始異動年月日	15	名称	23	納入者開始日	31	収納停止サイン
8	変更申告年月日	16	宿泊定員	24	納入者終了日	32	経過記録

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目****【宿泊税申告情報】**

1	申告年月日	10	税額3	19	納期限日	28	過少申告・不申告・重加算(通常・加算)基礎金額
2	宿泊数1	11	合計宿泊数	20	更正請求日	29	過少申告・不申告・重加算(通常・加算)算定率
3	税率1	12	納入すべき税額	21	備考	30	過少申告・不申告・重加算(通常・加算)加算金額
4	税額1	13	免除宿泊数	22	差引納税額	31	納入すべき加算金額
5	宿泊数2	14	期別	23	前回申告情報	32	特例申請年月日
6	税率2	15	年度相当	24	処理年月日	33	特例申請対象年月
7	税額2	16	調定年度	25	加算金調定年度	34	特例取消年月日
8	宿泊数3	17	電子申告サイン	26	加算金決定日	35	特例取消対象年月
9	税率3	18	更正決定日	27	加算金納期限日		

**【口座振替情報】**

1	口振マスタレコード	9	銀行コード	17	納付サイン(納付方法)	25	MT交換サイン
2	口振KEY	10	支店コード	18	はがき発行サイン	26	口振マスタ更新情報
3	税目	11	銀行名カナ	19	開始年月	27	更新区
4	年度相当	12	支店名カナ	20	停止年月	28	管轄
5	納税者コード	13	口座情報	21	利用者コード	29	更新年月日
6	異動事由	14	口座種別	22	利用者コード(番号)		
7	納税義務者名カナ	15	口座番号	23	利用者コード(利用者区分)		
8	金融機関コード	16	口座名義人カナ	24	振替済通知希望サイン		

**【収納状況情報】**

1	税目	9	期別	17	収入額	25	科目コード(加算金)
2	住所コード	10	異動サイン	18	前納報奨金額(郵振手数料)	26	前納サイン
3	氏名コード	11	調定回数	19	会計執行年月日	27	郵振サイン
4	整理ナンバー	12	調定額	20	収納年月日	28	分納サイン
5	C/C	13	納期限	21	処理年月日(収入)	29	還付サイン
6	調定年度	14	調定年月日	22	収入方法	30	振替サイン
7	年度相当	15	処理年月日(調定)	23	科目コード(本税)	31	戻入サイン
8	調定月	16	収入回数	24	科目コード(延滞金)	32	銀行バッチナンバー

**【収納状況サイン情報】**

1	税目	12	納税通知書公示サイン	23	滞納処分	34	分納誓約サイン
2	納税者コード	13	納期変更	24	滞納処分サイン	35	機械処理サイン
3	整理ナンバー	14	納期変更サイン	25	滞納処分年月日	36	処分解除
4	法人[調定年度]	15	納期変更年月日	26	差押財産種別サイン	37	処分解除サイン
5	法人[申告区分]	16	督促状公示サイン	27	住所不印字サイン	38	処分解除年月日
6	C/C	17	調定移管	28	督促状発付サイン	39	差押予告サイン1
7	調定年度	18	調定移管サイン1	29	処分票発付サイン	40	差押予告サイン2
8	年度相当	19	調定移管年月日	30	調定移管サイン2	41	差押予告サイン3
9	調定月	20	不納欠損	31	都計税・法人市民税均等割額	42	差押予告サイン4
10	期別	21	不納欠損サイン	32	特徴納税義務者人数		
11	異動サイン	22	不納欠損年月日	33	催告書発付サイン		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人市民税課税支援システム 課税情報】

1	資料コード	57	農業所得	111	事業専従者の続柄	165	所得税で控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の住所
2	課税年度	58	不動産所得	112	事業専従者の従事月数・程度仕事の内容	166	所得税で控除対象配偶者などとした専従者氏名
3	宛名番号	59	利子所得	113	事業専従者の給与額	167	所得税で控除対象配偶者などとした専従者控除額
4	世帯番号	60	配当所得	114	専従者給与額の合計額	168	配当に関する住民税の特例
5	管理番号(納税者コード)	61	給与所得	115	特例適用条文等の有無	169	非居住者の特例
6	指定番号	62	雑所得	116	損害の原因	170	配当割額控除額
7	受給者番号	63	総合譲渡・一時所得	117	損害年	171	株式等譲渡所得割額控除額
8	報告人員(在職(特徴))	64	合計所得	118	損害月	172	非課税所得など番号
9	報告人員(退職(特徴))	65	雑損控除	119	損害日	173	非課税所得など所得金額
10	報告人員(その他(特徴))	66	医療費控除	120	損害を受けた資産の種類など	174	損益通算の特例適用前の不動産所得
11	特徴希望サイン	67	社会保険料控除	121	損害金額	175	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額
12	名称所在地変更サイン	68	社会保険料控除の内小規模分	122	保険金などで補てんされる金額	176	事業用資産の譲渡損失など
13	徴収別人数	69	小規模企業共済等掛金控除	123	差引損失額のうち災害関連支出の金額	177	前年中の開(廃)業の開始・廃止
14	合算不可サイン	70	生命保険料控除	124	支払医療費	178	前年中の開(廃)業の開始・廃止の月
15	租税条約サイン	71	地震保険料控除	125	医療費控除の保険金などで補てんされる金額	179	前年中の開(廃)業の開始・廃止の日
16	前職給与合算済み(摘要欄)	72	寄附金控除	126	一般の保険料の計	180	都道府県の事務所等
17	前職給与支払金額	73	寡婦・寡夫控除	127	個人年金保険料の計	181	特例適用条文法
18	前職社会保険料控除	74	勤労学生・障害者控除	128	旧長期保険料の計	182	特例適用条文条
19	提出年	75	配偶者控除	129	短期保険料の計	183	特例適用条文項
20	提出月	76	配偶者特別控除	130	寄附先の所在地・名称	184	特例適用条文号
21	提出日	77	扶養控除	131	寄附金	185	短期譲渡一般分収入
22	郵便番号	78	基礎控除	132	上のうち都道府県等や住所地の共同募金会、日赤支部分	186	短期譲渡軽減分収入
23	住所	79	小計	133	寡婦(寡夫)	187	長期譲渡一般分収入
24	1月1日の住所	80	控除合計	134	寡婦(寡夫)控除	188	長期譲渡特定分収入
25	氏名カナ	81	課税される所得金額又は第三表	135	寡婦死別	189	長期譲渡軽減分収入
26	氏名	82	上の26に対する税額又は第三表の79	136	寡婦離婚	190	株式等の譲渡未公開分収入
27	性別	83	配当控除	137	寡婦生死不明	191	株式等の譲渡上場分収入
28	職業	84	区分名	138	寡婦未帰還	192	先物取引収入
29	屋号・雅号	85	区分	139	未成年者	193	山林収入
30	世帯主氏名	86	区分額	140	勤労学生控除	194	退職収入
31	世帯主との続柄	87	住宅借入金等特別控除	141	勤労学生控除の学校名	195	短期譲渡一般分所得
32	生年月日	88	政党等寄附金特別控除	142	本人障害1	196	短期譲渡軽減分所得
33	電話番号	89	住宅耐震改修特別控除	143	障害者人数	197	長期譲渡一般分所得
34	種類(青色)	90	差引所得税額	144	特別障害者人数	198	長期譲渡特定分所得
35	種類(分離)	91	災害減免額、外国税額控除	145	控除対象配偶者	199	長期譲渡軽減分所得
36	種類(損失)	92	再差引所得税額	146	老人配偶者	200	株式等の譲渡未公開分所得
37	種類(修正)	93	定率減税額	147	配偶者の氏名	201	株式等の譲渡上場分所得
38	特農の表示	94	源泉徴収税額	148	配偶者の生年月日	202	先物取引所得
39	営業等収入	95	申告納税額	149	特定扶養の人数	203	山林所得
40	農業収入	96	予定納税額(第1期分・第2期分)	150	老人扶養の人数	204	退職所得
41	不動産収入	97	第3期分の税額の納める税金	151	老人扶養の内同居の人数	205	総合課税の合計額
42	利子収入	98	第3期分の税額の納める税金	152	その他扶養の人数	206	所得から差し引かれる金額
43	配当収入	99	税額の還付される税金	153	扶養障害者の人数	207	総合課税対応分
44	給与収入	100	配偶者の合計所得金額	154	扶養特別障害者の人数	208	分離短期対応分
45	雑の公的年金等収入	101	青色申告特別控除額	155	扶養親族の氏名	209	分離長期対応分
46	公的年金等収入第1号分	102	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	156	扶養親族の続柄	210	分離株式対応分
47	公的年金等収入第2号分	103	未納付の源泉徴収税額	157	扶養親族の生年月日	211	分離先物対応分
48	公的年金等収入第3号分	104	本年分で差し引く繰越損失額	158	扶養控除額	212	山林対応分
49	公的年金等源泉徴収第1号分	105	平均課税対象金額	159	扶養控除額の合計	213	退職対応分
50	公的年金等源泉徴収第2号分	106	変動・臨時所得金額の区分	160	徴収方法	214	総合課税対応分(税額)
51	公的年金等源泉徴収第3号分	107	変動・臨時所得金額	161	別居の氏名	215	分離短期対応分(税額)
52	雑のその他収入	108	乙欄	162	別居の住所	216	分離長期対応分(税額)
53	総合譲渡の短期収入	109	事業専従者の氏名	163	所得税で控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名		
54	総合譲渡の長期収入	110	事業専従者の生年月日	164			



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人市民税課税支援システム 課税情報(つづき)】

219	分離株式対応分(税額)	276	短期総合譲渡の通算前	328	山林の差引損失額	361	就職
220	分離先物対応分(税額)	277	短期総合譲渡の第1次通算後	329	山林所得に係る被災事業用資産の損失額	362	退職
221	山林対応分(税額)	278	短期総合譲渡の第2次通算後	330	山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	363	中途就・退年月日
222	退職対応分(税額)	279	短期総合譲渡の第3次通算後	331	青色の場合の山林以外の所得の損失の引ききれなかった損失額	364	摘要
223	対応分(税額)の合計	280	短期総合譲渡の損失額又は所得金額	332	青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引く損失額	365	支払者所在地
224	株式等の繰越損失	281	長期分離譲渡の通算前	333	青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引かれる損失額	366	支払者名称
225	株式等の損失の金額	282	長期分離譲渡の第1次通算後	334	青色の場合の山林所得の損失の引ききれなかった損失額	367	支払者電話番号
226	先物取引の繰越損失額	283	長期分離譲渡の第2次通算後	335	青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額	368	再提出区分
227	先物取引の損失の金額	284	長期分離譲渡の第3次通算後	336	青色の場合の山林所得の損失の差し引かれる損失額	369	寄附金税額控除(都道府県、市区町村分)
228	退職所得の生ずる場所	285	長期分離譲渡の損失額又は所得金額	337	白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額	370	寄附金税額控除(住所地の共同募金会、日赤支部分)
229	退職所得控除額	286	長期総合譲渡の通算前	338	白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額	371	条例指定分(都道府県)
230	区分	287	長期総合譲渡の第1次通算後	339	白色の場合の変動所得の損失差し引かれる損失額	372	条例指定分(市区町村)
231	所得の生ずる場所	288	長期総合譲渡の第2次通算後	340	白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額	373	住宅借入金等特別控除可能額
232	必要経費	289	長期総合譲渡の第3次通算後	341	白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額	374	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年(1回目)
233	差引金額	290	一時の通算前	342	白色の場合の山林以外の差し引く損失額	375	住宅借入金等特別控除適用家屋居住月(1回目)
234	特別控除額	291	一時の第1次通算後	343	白色の場合の山林の引ききれなかった損失額	376	住宅借入金等特別控除適用家屋居住日(1回目)
235	合計	292	一時の第2次通算後	344	白色の場合の山林の差し引く損失額	377	住宅借入金等特別控除適用数
236	経常所得	293	一時の第3次通算後	345	白色の場合の山林の差し引かれる損失額	378	住宅借入金等特別控除可能額
237	短期分離譲渡区分等	294	長期総合譲渡・一時の損失額又は所得金額	346	特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額	379	住宅借入金等特別控除区分(1回目)
238	短期分離譲渡所得の生ずる場所	295	山林の第1次通算後	347	特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額	380	住宅借入金等の額(1回目)
239	短期分離譲渡収入金額	296	山林の第2次通算後	348	特定居住用財産の譲渡損失の差し引かれる損失額	381	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年(2回目)
240	短期分離譲渡必要経費	297	山林の第3次通算後	349	雑損失の引ききれなかった損失額	382	住宅借入金等特別控除適用家屋居住月(2回目)
241	短期分離譲渡差引金額	298	山林の損失額又は所得金額	350	雑損失の差し引く損失額	383	住宅借入金等特別控除適用家屋居住日(2回目)
242	短期分離譲渡損失額又は所得金額	299	退職の第2次通算後	351	雑損失の差し引かれる損失額	384	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
243	短期総合譲渡差引金額	300	退職の第3次通算後	352	株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	385	住宅借入金等の額(2回目)
244	短期総合譲渡特別控除額	301	損失額又は所得金額の合計額	353	先物取引に係る所得から差し引く損失額	386	内未払給与支払額
245	短期総合譲渡損失額又は所得金額	302	青色申告者の損失の金額	354	雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額	387	内未払源泉徴収税額
246	長期分離譲渡区分等	303	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	355	翌年以後に繰り越される雑損失の金額	388	上場株等の配当所得
247	長期分離譲渡所得の生ずる場所	304	変動所得の損失額	356	翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	389	住宅借入金居住開始年月日有サイン
248	長期分離譲渡収入金額	305	営業等・農業の被災事業用資産の種類など	357	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	390	上場株式等の配当収入
249	長期分離譲渡必要経費	306	営業等・農業の損害の原因	358	死亡退職	391	上場株式等の配当課税所得
250	長期分離譲渡差引金額	307	営業等・農業の損害年	359	災害者	392	上場株式等の配当税額
251	長期分離譲渡損失額又は所得金額	308	営業等・農業の損害月	360	外国人	393	上場株式等の配当の繰越損失額
252	長期総合譲渡差引金額	309	営業等・農業の損害日			394	上場株式等の配当所得損失額又は所得金額
253	長期総合譲渡特別控除額	310	営業等・農業の損害金額			395	本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額
254	長期総合譲渡損失額又は所得金額	311	営業等・農業の保険金などで補てんされる金額			396	所得 農業 内肉用牛
255	一時差引金額	312	営業等・農業の差引損失額			397	扶養区分
256	一時特別控除額	313	不動産の被災事業用資産の種類など			398	扶養 宛名番号
257	一時損失額又は所得金額	314	不動産の損害の原因			399	扶養 世帯番号
258	山林損失額又は所得金額	315	不動産の損害年			400	扶養 性別
259	退職区分等	316	不動産の損害月			401	否認サイン
260	退職所得の生ずる場所	317	不動産の損害日			402	個人番号
261	退職収入金額	318	不動産の損害金額			403	法人番号
262	退職必要経費	319	不動産の保険金などで補てんされる金額			404	DV情報
263	退職差引金額	320	不動産の差引損失額			405	eLTAX納税者ID
264	退職損失額又は所得金額	321	山林の被災事業用資産の種類など			406	
265	株式等の譲渡未公開分収入金額	322	山林の損害の原因			407	
266	株式等の譲渡未公開分損失額又は所得金額	323	山林の損害年			408	
267	株式等の譲渡上場分収入金額	324	山林の損害月			409	
268	株式等の譲渡上場分損失額又は所得金額	325	山林の損害日				
269	先物取引収入金額	326	山林の損害金額				
270	先物取引損失額又は所得金額	327	山林の保険金などで補てんされる金額				

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理支援情報】

1	DV	60	家屋調査番号	119	記号	178	経過一元区分
2	NTT窓口	61	家屋棟数	120	記号番号	179	経過記録
3	OCR消込日	62	家屋棟番	121	記録返戻日	180	経過記録更新時刻
4	あて先	63	家屋番号	122	起案日	181	経過記録更新日
5	カナ清音名称	64	家族状況	123	求意見日	182	経過記録作成有無
6	かな文字コード	65	家賃財産番号	124	給与財産番号	183	経過種別コード
7	カナ名称	66	課税階以外床面積	125	給与支払	184	経過詳細更新時刻
8	グループ番号	67	課税階床面積	126	給与支払額	185	経過詳細更新日
9	クレジット加盟店有無	68	課税現年	127	給与支払月日	186	経過内容コード
10	コンピュータ名	69	課税現年滞繰	128	旧納期限	187	経歴番号
11	その他債権財産番号	70	課税構造	129	許可区分	188	計画家屋課税標準額
12	その他参考事項	71	課税種類	130	許可不許可理由	189	計画課税標準額合計
13	その他調査	72	課税状況	131	供託官	190	計画共有課税標準額
14	その他納付計画	73	課税滞繰	132	供託金額	191	計画土地課税標準額
15	タイトル	74	課税地下階数	133	供託金財産番号	192	計算方法
16	データNo	75	課税地上階数	134	供託者	193	軽減税額
17	データ区分	76	課税年度	135	供託対象	194	欠損確定日
18	データ作成フラグ	77	課税標準額総所得	136	供託年月日	195	欠損事由コード
19	バーコード	78	課税標準額分離所得	137	供託番号	196	欠損種類
20	マシン種類	79	過去の取引金額	138	共益費	197	欠損税額
21	メッセージ	80	過去の取引月	139	共有者リンク番号	198	決済日
22	ラベル	81	解除区分	140	共有者支店番号	199	決裁日
23	ラベル選択	82	解除事由	141	共有者人数	200	決定減免区分
24	リンク番号	83	解除処分番号	142	共有者数	201	決定日
25	レコード番号	84	解除日	143	共有代表者リンク番号	202	月間隔
26	宛先番号	85	解除有無	144	共有代表者支店番号	203	件数
27	宛名外字有無	86	解除理由	145	協会名	204	件数超過区分
28	異動サイン	87	解除理由区分	146	勤務先	205	件名
29	異動更正事由	88	解約返済金	147	勤務先リンク番号	206	券面金額
30	異動更正日	89	回数	148	勤務先区分	207	建築区分
31	異動日	90	回答期日	149	勤務先支店番号	208	建築年次
32	一回分金額	91	回答日	150	勤務先入力区分	209	検索地域コード
33	一括送付回数	92	回答有無	151	勤務先入力連番	210	権利者番号
34	一次回答日	93	開始日	152	金融機関	211	原因
35	一次照会日	94	外国人カナ名称	153	金融機関コード	212	原因日
36	一普	95	外国人本名	154	金融機関支店名	213	原因日付
37	一覧伺い	96	外国人本名外字有無	155	金融機関名	214	原戸籍部数
38	一覧調査	97	外字印字有無	156	区コード	215	原動機型式
39	一連番号	98	該当区分	157	区分	216	原簿閲覧日
40	引渡期限日	99	該当事由	158	区分種類コード	217	減免開始日
41	延滞金	100	該当事由コード	159	郡市区名	218	減免区分
42	延滞金計算区分	101	確定延滞金	160	係コード	219	減免取消日
43	延滞金計算日	102	確定延滞金有無	161	型式	220	減免終了日
44	延滞金計算有無	103	学区コード	162	契約会社支住所	221	減免税額
45	延滞金減免番号	104	完納フラグ	163	契約会社支店名	222	減免判定
46	延滞金減免有無	105	完納日	164	契約開始日	223	減免番号
47	延滞金文言	106	換価額	165	契約期間開始日	224	現況地積
48	延滞金有無	107	換価区分	166	契約期間終了日	225	現況地目
49	延長処分番号	108	換価日	167	契約更新開始日	226	現在残高
50	加算開始年	109	漢字宛名	168	契約更新終了日	227	現年調定額
51	加算額	110	漢字名称	169	契約更新日	228	個人法人区分
52	加算月	111	管理番号	170	契約者	229	個別区分
53	加入権財産番号	112	関連者リンク番号	171	契約者有無	230	個別伺い
54	加入権種類	113	関連者支店番号	172	契約終了日	231	個別調査
55	加盟店所在地	114	関連種類コード	173	契約書有無	232	固定資産税課税標準額
56	加盟店番号	115	関連重さコード	174	契約状況	233	固定資産税額
57	家屋子々番	116	基準日	175	契約内容	234	戸籍部数
58	家屋子番	117	期別	176	契約日	235	交付期日
59	家屋枝番	118	期限日	177	契約年月日	236	交付時刻

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

## 【滞納整理支援情報(つづき)】

237	交付場所	296	市内外区分	355	執行日	414	出資金財産番号
238	公私扶助	297	市民税均等割	356	執停グループ番号	415	出資金保証金額
239	公示送達有無	298	市民税所得割	357	執停時効完成日	416	出資金保証金有無
240	公示名	299	指示順序	358	執停時効起算日	417	出資納付年月日
241	公的年金	300	指定番号	359	社会保険料	418	処分コード
242	口座契約日	301	支店	360	車種	419	処分財産番号
243	口座振替有無	302	支店コード	361	車種区分	420	処分種類
244	口座番号	303	支店番号	362	車体番号	421	処分種類区分
245	口座満期日	304	支店名	363	車名	422	処分日
246	口座名義人	305	支払期日	364	車名コード	423	処分番号
247	口座名義人カナ	306	支払最終年月	365	車名番号	424	処分約束有無
248	口数	307	支払場所	366	車両番号	425	処理区分
249	控除額合計	308	支払人	367	借入金額	426	処理処分枝番
250	更新時刻	309	支払先	368	借入金額内訳	427	処理処分年度
251	更新日	310	支払方法	369	借入金額有無	428	処理処分番号
252	更正事由	311	枝冊番	370	主従区分	429	処理日
253	更正年月日	312	枝番	371	取扱金融機関	430	所在状況
254	行政区コード	313	死亡日	372	取引額	431	所在地
255	号枝番	314	死亡保険金額	373	取引状況有無	432	所在地コード
256	国籍コード	315	死亡保険金受取人有無	374	取引有無	433	所在地号
257	根拠規定	316	氏名選択サイン	375	取消区分	434	所在地子々番
258	根拠法令	317	資産家屋課税標準額	376	取消有無	435	所在地子番
259	根拠法令コード	318	資産課税標準額合計	377	取消理由	436	所在地枝
260	差押解除日	319	資産共有課税標準額	378	取立費用	437	所在地番
261	差押効果	320	資産償却課税標準額	379	種別	438	所得額合計
262	差押日	321	資産土地課税標準額	380	種目	439	所得額合計総所得
263	差押不可等分	322	資本金	381	種類コード	440	所得控除コード
264	債権額	323	事業権目	382	受託日	441	所得控除金額
265	債権者住所	324	事業年度至	383	受入金額	442	所得種類
266	債権者番号	325	事業年度自	384	受付日	443	所得税額
267	債権者名称	326	事件コード	385	受付番号	444	所得税計算額
268	債権者郵便番号	327	事件管理番号	386	受付番号区分	445	所得税支払額
269	債権調査	328	事件番号	387	受理日	446	所有者名
270	債権内容	329	事件番号区分	388	収入状況	447	除籍部数
271	催告延長期限日	330	事件番号年	389	収納延滞金	448	除票日
272	催告停止有無	331	事件番号年度	390	収納額	449	除票理由
273	再付番号	332	事件名	391	収納額内数	450	償却随時期
274	最終回印字区分	333	事由コード	392	収納機関コード	451	償却第期
275	最終取引日	334	事由発生日	393	収納整理番号	452	償却年税額
276	最終収納日	335	持分率分子	394	収納日	453	小規模住宅用地該非
277	最終入金額	336	持分率分母	395	収納方法コード	454	承継リンク番号
278	最終入金日	337	時効完成日	396	就職年月日	455	承継支店番号
279	最終領収日	338	時効起算日	397	修正延滞金	456	承継種類
280	最新の異動事由	339	次回賞与予定金額	398	修正調定額	457	承継税額
281	最新の異動日	340	次回賞与予定日	399	修正調定額内数	458	承継番号
82	財産種類	341	次順位住所	400	終了日	459	消込区分
283	財産調査状況	342	次順位方書	401	住基登録有無	460	消込済フラグ
284	財産内容	343	次順位名称	402	住所	461	消込状態区分
285	財産番号	344	自治省コード	403	住所印字	462	消込年月日
286	財産表示	345	自動車財産番号	404	住所外字有無	463	照会ボタンコード
287	作成年月日	346	執行機関	405	住所種類区分	464	照会時刻
288	残高	347	執行機関コード	406	住所登録	465	照会種類
289	残余金	348	執行機関名	407	住所分類	466	照会先自治体
290	残余金計算値	349	執行実行	408	住民でなくなった事由	467	照会先番号
291	残余金交付	350	執行停止解除理由	409	住民でなくなった日	468	照会先名称
292	使用本拠地	351	執行停止解除理由コード	410	住民区分	469	照会調査番号
293	子々番	352	執行停止番号	411	住民税額	470	照会日
294	子番	353	執行停止要件	412	重点整理	471	照会有無
295	市税滞納状況	354	執行停止理由	413	重要表示	472	証券種類コード



## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

## 【滞納整理支援情報(つづき)】

473	証券番号	532	前年調定額	591	貸金庫契約有無	650	転出先除票日
474	証書番号	533	措置	592	貸付金額	651	転出先除票理由
475	証明書発行日	534	措置内容コード	593	貸付残高	652	転出先方書
476	証明停止サイン	535	措置日	594	貸付有無	653	点字
477	詳細区分	536	措置入力区分	595	退職年月日	654	電話調査
478	詳細区分種類	537	搜索開始時刻	596	代位者原因	655	電話番号
479	詳細有無	538	搜索終了時刻	597	代位者日付	656	登記階以外床面積
480	賞与年月日	539	搜索場所	598	代位者名称	657	登記階床面積
481	賞与予定金額	540	搜索日	599	代表者外字有無	658	登記義務者住所
482	場所コード	541	操作者コード	600	代表者名	659	登記義務者代表者
483	条項区分	542	操作者区コード	601	第三債務者コード	660	登記義務者名
484	嘱託先	543	操作者名	602	第三債務者区分	661	登記権利者住所
485	嘱託日	544	相続開始日	603	第三債務者住所	662	登記権利者代表者
486	職業コード	545	相続人	604	第三債務者名称	663	登記権利者名
487	職種	546	相続人住所	605	第三債務者郵便番号	664	登記構造
488	信用金庫持分金額	547	相続人電話番号	606	担当割地区コード	665	登記種類
489	信用金庫等有無	548	相続人方書	607	担当者コード	666	登記地下階数
490	振出人氏名	549	相続人名称	608	担当者変更事由	667	登記地上階数
491	振出人住所	550	相続人郵便番号	609	担当者名	668	登記地積
492	振出年月日	551	相続分子	610	担保解除有無	669	登記地目
493	新納期限	552	相続分母	611	担保区分	670	登記番号
494	申告期限	553	相当年度	612	担保種類	671	登録事由
495	申告区分	554	続柄	613	担保設定の種類	672	登録日
496	申告年月日	555	続柄コード	614	担保設定有無	673	登録年月日
497	申請減免区分	556	損害保険金額	615	担保徴収無し理由	674	登録番号
498	申請日	557	損害保険金受取人有無	616	担保提供	675	都市計画税課税標準額
499	随時期	558	他機関コード	617	担保提供コード	676	都市計画税額
500	世帯人数	559	他区課税有無	618	担保物件	677	土地筆数
501	世帯番号	560	他特	619	端数区分	678	棟番号
502	性別コード	561	対応コード	620	端数単位	679	当初貸付金額
503	整理方針	562	対象課税年度始	621	地図巻コード	680	動産財産番号
504	生活状況	563	対象課税年度終	622	地図区分	681	特記事項
505	生活保護	564	対象期数	623	地図年度	682	特徴・普徴コード
506	生年月日	565	対象区分	624	地図番号	683	特徴義務者リンク番号
507	生命保険会社名	566	対象構造	625	地図頁	684	特徴義務者支店番号
508	生命保険控除有無	567	対象種類	626	地番	685	特徴税額
509	誓約日	568	対象処分財産番号	627	抽出連番	686	特徴担当課
510	請求通数	569	対象処分番号	628	注意事項コード	687	特徴担当課電話番号
511	青色申告区分	570	対象所在地	629	丁目字名	688	特徴調定
512	税額	571	対象税額	630	帳票記録有無	689	特定支出
513	税目	572	対象年	631	帳票種類	690	特普区分
514	税理士外字有無	573	対象年度	632	帳票種類コード	691	特別月加算区分
515	税理士電話番号	574	対象部屋番号	633	町コード	692	督促状
516	税理士名	575	対象面積少数	634	町村大字名	693	督促停止有無
517	責任限度	576	対象面積整数	635	調査日	694	督促有無
518	接触有無	577	滞納引抜日	636	調定額	695	内入区分
519	設置場所	578	滞納確定延滞金	637	調定額内数	696	二次回答日
520	設定日	579	滞納金額	638	直接催告日	697	二次照会日
521	設立日	580	滞納区分コード	639	賃借人住所	698	日前約束日
522	占有者関係	581	滞納繰越額	640	賃借人名称	699	日前履行有無
523	占有者住所	582	滞納現年	641	賃料	700	日付
524	占有者名	583	滞納現年滞繰	642	通知書番号	701	入金延滞金
525	前回接触日	584	滞納事由コード	643	停止事由コード	702	入金額
526	前基準日	585	滞納者名	644	程度	703	入金均等割額
527	前期限日	586	滞納状況	645	締切日	704	入金合計
528	前設定日	587	滞納滞繰	646	店舗名	705	入金税額
529	前滞納区分コード	588	滞納段階	647	添付書類	706	入金日
530	前入力区分	589	滞納発送日	648	転出先住基有無	707	入金予定
531	前年所得額	590	貸金庫契約日	649	転出先住所	708	入力コード



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理支援情報(つづき)】

709	入力リンク番号	766	売掛金種類	823	変更後事項種類	880	未納合計
710	入力区分	767	売却区分	824	変更後納期限	881	無体財産内容
711	入力支店番号	768	売却決定時刻	825	変更時刻	882	無体財産番号
712	入力日付	769	売却決定日	826	返還規約	883	名寄番号
713	入力連番	770	函番号	827	返済予定日	884	名義変更の有無
714	年金記号番号	771	発行回数	828	返戻日	885	名義変更有無
715	年金調定	772	発行日	829	返戻保険金	886	名称
716	年金特徴税月割額	773	発送種類コード	830	返戻有無	887	名称外字有無
717	年式	774	発送内容コード	831	返戻理由コード	888	明細番号
718	年税額	775	発送日	832	保管命令日	889	免許番号
719	年度	776	発送予定日	833	保険会社	890	面談者コード
720	年度末調整区分	777	反対債権額	834	保険共済コード	891	約束管理
721	納管人リンク番号	778	搬出日	835	保険共済証番号	892	約束区分
722	納管人支店番号	779	番号	836	保険金	893	約束更新時刻
723	納管人種別	780	番地番	837	保険金額	894	約束更新日
724	納管送付区分	781	被代位者氏名	838	保険金受取人	895	約束時刻
725	納期限	782	被代位者住所	839	保険財産番号	896	約束種別コード
726	納期未到来分有無	783	被代位者代表者	840	保険種類	897	約束日
727	納税者コード	784	被保険者有無	841	保険料	898	約束有無
728	納税通知	785	非課税特例区分	842	保護預り契約内容	899	約束履行有無
729	納組コード	786	非表示区分	843	保護預り契約有無	900	猶予開始日
730	納付延滞金	787	備考	844	保証金差入日	901	猶予事由コード
731	納付回数	788	備考コード	845	保証金分担金額	902	猶予種類コード
732	納付期限時刻	789	備考内容	846	保証人リンク番号	903	猶予終了日
733	納付期限日	790	標識	847	保証人支店番号	904	猶予処分番号
734	納付合計	791	表示	848	保証人住所	905	郵便番号
735	納付種類コード	792	評価額	849	保証人電話番号	906	預金財産番号
736	納付受託番号	793	不承認有無	850	保証人方書	907	預金種別コード
737	納付書公示送達	794	不承認理由	851	保証人名称	908	預金種類
738	納付書番号	795	不動産財産番号	852	保証人郵便番号	909	用途
739	納付場所	796	不動産調査	853	方書	910	要出張有無
740	納付税額	797	普徴月	854	方書外字有無	911	履行期限
741	納付税額内数	798	普徴随時フラグ	855	法人担当課	912	履行期限コード
742	納付責任額	799	普徴税額	856	法人担当課電話番号	913	履行期限区分
743	納付日	800	普徴調定	857	法人登記有無	914	履行期限内容
744	納付約束時刻	801	附票部数	858	法人番号	915	履行期限日
745	納付約束日	802	副次番号	859	法定納期限等	916	履行有無
746	破産管財人コード	803	復命書作成フラグ	860	法務局コード	917	履歴データNo
747	破産管財人住所	804	物件番号	861	法務局名	918	履歴番号
748	破産管財人名称	805	分担金納付年月日	862	訪問コード	919	履歴連番
749	破産管財人郵便番号	806	分納回数	863	訪問結果コード	920	理由コード
750	破産手続開始日	807	分納開始年月	864	訪問順序	921	理由内容
751	廃止日	808	分納集金人コード	865	訪問担当者	922	理由名称
752	廃車事由	809	分納順序	866	訪問連番	923	立会人関係
753	廃車年月日	810	分納対応	867	本冊番	924	立会人住所
754	排気量	811	分納対象	868	本人以外の契約者	925	立会人名
755	排気量単位	812	分納入金回数	869	本人以外の死亡保険金受取人	926	領収日
756	配当額	813	分納入金額	870	本人以外の損害保険金受取人	927	累計延滞金
757	配当見込	814	分納有無	871	本人以外の被保険者	928	累計収納額
758	配当時刻	815	分筆区分	872	本人以外の満期保険金受取人	929	累計収納額内数
759	配当順位	816	分類番号	873	本日入金額	930	累計納付額
760	配当日	817	文書催告日	874	毎月返済額	931	連絡先コード
761	配当番号	818	文書番号	875	抹消受付番号	932	連絡先電話
762	買受人住所	819	文書番号枝番	876	抹消日付	933	連絡先名
763	買受人方書	820	文書番号親番	877	満期日	934	個人番号
764	買受人名称	821	文書名	878	満期保険金額	935	法人番号
765	売掛金財産番号	822	変更後事項	879	満期保険金受取人有無	936	発行年度

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【滞納整理支援情報(つづき)】**

937	期	964	変更更新時刻	991	指定納期限	1018	指定通知サイン
938	枝番	965	取込順序	992	更正請求日	1019	申告書サイン
939	AIコード	966	作成日	993	更正請求決定日	1020	補記サイン
940	企業コード	967	現在日	994	更正請求判決日	1021	休止日
941	貴市コード	968	発送予定日	995	請求理由	1022	再開日
942	収納代行者コード	969	補助宛名番号	996	差引納税額サイン	1023	納入者開始日
943	システム区分	970	市区名	997	差引納税額	1024	納入者終了日
944	帳票区分	971	通り名	998	特例有無	1025	更新日
945	再発行区分	972	町名	999	電子申告サイン	1026	更新時刻
946	支払期限	973	氏名	1000	開始申告日	1027	CC
947	印紙フラグ	974	納税義務者	1001	開始異動日	1028	当初申告日
948	支払額	975	リカバーページ	1002	変更申告日	1029	更正日
949	CD	976	ページ数	1003	変更異動日	1030	更正通知日
950	確認番号	977	施設番号	1004	廃止申告日	1031	決定通知日
951	電子対象	978	施設枝番	1005	廃止異動日	1032	連番
952	抽出日	979	対象年月	1006	その他申告日	1033	申請対象年月
953	登録区	980	申告日	1007	その他異動日	1034	申請税額合計
954	照会分類コード	981	宿泊数	1008	施設力ナ	1035	取消日
955	宛名	982	税率	1009	施設名称	1036	取消対象年月
956	略称	983	合計宿泊数	1010	宿泊定員	1037	取消納期年月
957	住所条件	984	合計税額	1011	部屋数	1038	取消理由コード
958	郵便番号条件	985	免除宿泊数	1012	宿泊料金F	1039	特例開始年月
959	法人条件	986	免除税額	1013	宿泊料金T	1040	特例終了年月
960	徴収区	987	免除申請日	1014	許可届出日		
961	高額サイン	988	免除後税額	1015	許可番号		
962	公売サイン	989	更正決定日	1016	届出番号		
963	変更更新日	990	更正決定通知書	1017	仲介業者利用有無		

**【連携情報】**

1	個人番号	3	情報提供用個人識別符号	5	基本4情報(氏名, 住所, 生年月日, 性別)		
2	団体内統合宛名番号	4	情報提供等記録				

(備考)

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請等の窓口において、申請等の内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。</li> <li>情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。</li> <li>操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手がなされていないか確認する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出／申請においては、書面にて本人あるいは代理人による届出／申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</li> <li>システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの提示または通知カードと本人確認書類（免許証等）の提示を求め確認を行う。</li> <li>個人カードの提示がない場合は、CS端末において本人確認情報と個人番号の対応づけの確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。</li> <li>入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、施錠可能な場所に保管する等の適切な措置を講じる。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申告システム、国税連携システムとの接続はLGWAN回線を使用しており、インターネットとは接続していないため、情報が漏えいするおそれはない。</li> <li>庁内連携システムは、インターネットにつながるネットワークではなく、専用回線とする。</li> <li>紙帳票や電子媒体は施錠できる専用スペースに保管している。</li> <li>委託業者との契約に、秘密保持に関する条項を盛り込んでいる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。</li> <li>職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。</li> <li>認証の記録を保管する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。</li> <li>職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> <li>退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。</li> <li>不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を扱うシステムについて、ユーザーID、操作日時、処理名を記録している。</li> <li>必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの操作履歴を記録している。またそのことを職員に周知している。</li> <li>システムの操作履歴を解析し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。</li> <li>職員以外の従業者(委託先等)には当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>端末画面は、来庁者から見えないように配置する。</li> <li>特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO 9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。</li> <li>また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。</li> <li>閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理名)を記録する。</li> <li>システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。</li> <li>契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>「情報システムの委託に関する管理基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結するか又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。</p> <p>例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>共通仕様書に以下のとおり規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の電子計算機室への入退室管理を行うこと。</li> <li>京都市が認めた者以外が電子計算機を利用し、又はデータを閲覧しないよう必要な措置を取ること。</li> <li>個人情報管理責任者を置くこと。</li> <li>必要に応じて書面により報告し、又は京都市が立ち入り調査をすること。</li> </ul> <p>システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。</p> <p>媒体のやり取りの際には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受渡簿を作成して確認印を押印してもらう。</li> <li>授受簿を上長が確認している。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。</li> <li>委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的外利用の禁止</li> <li>特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>特定個人情報の提供先の限定</li> <li>情報漏洩を防ぐための保管管理責任</li> <li>個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告</li> <li>委託先の視察・監査の実施</li> <li>再委託の原則禁止</li> <li>複写、複製の原則禁止</li> </ul>	



再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可のない再委託を禁止する。</li> <li>特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない</b>		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;庁内連携システムを経由する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報（個人番号、情報等）の提供・移転を行う際に、提供記録をシステム上で管理し、7年分保存する。</li> </ul> <p>&lt;庁内連携システムを経由しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報（個人番号、情報等）の提供を行う際に、提供を行う旨の決裁を取り、提供記録を7年分保存する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。</li> <li>システムを経由しない提供・移転の際には必ず決裁を取る。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;庁内連携システムを経由する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作ログを収集し不適切な提供・移転を防ぐ。</li> <li>媒体へ出力する場合には、当該操作の記録を残すこととする。</li> </ul> <p>&lt;庁内連携システムを経由しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>決裁を取る際に十分に確認する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携システムでは、保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき認められた情報のみしか提供・移転ができない仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携システムは、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき認められた相手以外に提供・移転ができない仕組みとする。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。</li> <li>・操作ログを収集し、不適正な情報の入手を防ぐ。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>中間サーバーから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; ・入手した特定個人情報について、システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出や申請時には、その都度、届出内容等との突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供の抑止を図る。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。</li> <li>・情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報提供されないよう抑止を図る。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは、保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供できないようにする。</li> <li>・中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ol> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入室管理を行っている。</li> <li>・サーバー室への入室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。</li> <li>・記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。</li> <li>また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。</li> <li>・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを、定期的に確認する。</li> </ul> <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。</li> <li>・端末等の不正接続防止システムを導入する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住基システムと連動した宛名情報は、古い情報のまま保管され続けるリスクはない。 住基システムと連動していない宛名情報については、定期的に住基のデータとの整合性を保つ処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。</li> <li>・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;京都市における措置&gt; ・定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;京都市における措置&gt; ・新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。</li> <li>・各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	





## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第28条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、行財政局 税務部税制課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	令和5年7月13日～令和5年8月14日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。 ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものを閲覧・検索を行う。 ・例月の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。	固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。 ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものを閲覧・検索を行う。 ・例月の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額変更通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。	事後	誤記修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	主務省令の追記であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第27項	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条 (3) 番号法第19条第8号(条例関係事務) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事前	法改正に伴う修正及び主務省令の追記であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更には当たらず、事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年11月7日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(省略)	評価書(別添1)のとおり	事後	事務の整理に合わせた形式的な修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③その必要性	・納税通知書、申告書等への個人番号出力のため	・税額通知書(特徴義務者)等への個人番号出力のため	事後	事務の整理に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関独立行政法人等(国税庁、日本年金機構、地方公共団体システム機構、陸運支局)	行政機関独立行政法人等(国税庁、日本年金機構、地方公共団体システム機構)	事後	利用範囲の縮小であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	・納税者が申告書等を提出する際、添付書類が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	事後	形式的な文言修正であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	⑤委託先名の確認方法 京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	⑤委託先名の確認方法 ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	事後	事務の整理に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	②取扱いを委託する特定個人情報の範囲—その妥当性 軽自動車税の課税資料(申告書等)に個人番号が記載されるので、その取扱いも委託する必要がある。	②取扱いを委託する特定個人情報の範囲—その妥当性 軽自動車税の課税データ入力のため、対象データを取り扱う必要がある。	事後	事務の整理に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている(5件) 移転を行っている(31件)	提供を行っている(8件) 移転を行っている(42件)	事後	法改正、条例改正等に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	形式的な変更であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ②提供先における用途 国税の課税事務 ③提供する情報 番号法第19条第8号に規定する事項	①法令上の根拠 番号法第19条第9号(現8号) ②提供先における用途 国税の賦課徴収事務 ③提供する情報 番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項	事前	法改正に伴う修正及び文言調整であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先5	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ②提供先における用途 地方税の賦課徴収事務 ③提供する情報 番号法第19条第8号に規定する事項	①法令上の根拠 番号法第19条第9号(現8号) ②提供先における用途 地方税の賦課徴収事務 ③提供する情報 番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項	事前	法改正に伴う修正及び文言調整であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先6	(追加記載)	個人情報保護委員会規則で定める条例事務 関係情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ②提供先における用途 個人情報保護委員会規則で定める用途 ③提供する情報 個人情報保護委員会規則で定める情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者等 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先7	(追加記載)	京都市教育委員会事務局総務部調査課 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号(現9号)に基づく本市 条例 ②提供先における用途 小学校及び中学校並びにこれらに相当する 学校(各種学校を含む。)における就学の援助 に関する事務 ③提供する情報 個人市民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者等 ⑥提供方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先8	(追加記載)	番号法第19条第13号(現12号)の用途た めに使用する情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第13号(現12号) ②提供先における用途 各議院審査等その他番号法施行令で定める 公益上の必要性による用途 ③提供する情報 地方税の賦課徴収に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者等 ⑥提供方法 紙 ⑦時期・頻度 協力要請のある都度	事後	事務の整理に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)移転先1	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの を除く。)における移転先については、別紙 3を参照 ①法令上の根拠 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ②提供先における用途 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ③提供する情報 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ⑥提供方法 本市共通システム基盤の情報連携機能 ⑦時期・頻度 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの を除く。)における移転先については、別紙 2を参照 ①法令上の根拠 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ②提供先における用途 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ③提供する情報 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ⑥提供方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照	事後	形式的な修正であり、重要な 変更には当たらない。
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目	別紙1を参照	別紙1をやめ、別紙1の内容を表形式で、本文中に記載	事後	形式的な修正であり、重要な 変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番8 事務、特定個人情報	○事務 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ○特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	○事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ○特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番11 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番16 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番26 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番38	(追加記載)	○情報照会者 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ○事務 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ○情報提供者 市長村長 ○特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番74 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番85の2	(追加記載)	○情報照会者 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ○事務 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ○情報提供者 市長村長 ○特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番87 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番108 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番116 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番1、2、3、4、6、39、42、58、61、62、80、94、117 特定個人情報	介護保険給付関係情報	介護保険給付等関係情報	事前	誤記修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先1	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先2	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先3	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先4	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先5	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先6	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先7	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先8	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先9	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報、固定資産税土地家屋情報、軽自動車税情報 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ⑥移転方法 電子記録媒体、紙、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先10	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 紙、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先11	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 国民年金に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先12	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ⑥移転方法 紙、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先13	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 電子記録媒体、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先14	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先15	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による費用の徴収に関する事務(助産施設又は母子生活支援施設に係る部分) ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先16	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先17	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先18	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先19	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先20	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先21	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 保育所における保育の実施及び保育料の徴収に関する事務、 子ども・子育て支援法による教育・保育給付の支給等に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務に関する事務、 子ども・子育て支援法による子どもための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先22	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先23	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥移転方法 電子記録媒体	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先24 (追加、移転先25以降は繰下げ)	(追加記載)	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先25(旧:移転先24)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先26(旧:移転先25)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 予防接種法による実費の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 予防接種法による実費の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先27(旧:移転先26)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先28(旧:移転先27)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先29(旧:移転先28)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務 母子保健法による費用の徴収に関する事務(未熟児養育医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(育成医療) ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務、児童福祉法による療育の給付に関する事務(結核児童療育給付) 母子保健法による費用の徴収に関する事務(未熟児養育医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(育成医療) ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先30(旧:移転先29)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先31(旧:移転先30)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先32(旧:移転先31)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 都市再生住宅、特定公共賃貸住宅、小規模改良住宅及び更新住宅の管理に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更には当たらない。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先33	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先34	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先35	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市老人医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先36	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 高等学校及びこれに相当する学校(専修学校及び各種学校を含む。)における修学の援助に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 紙、本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先37	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 電子記録媒体、紙、本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先38	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者(重度の障害がある者に限る。)に対する健康管理費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先39	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市敬老乗車証条例の規定による敬老乗車証の交付に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先40	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 介護保険法の規定による保険給付の支給に係る利用者負担額の減額又は軽減に関する事務(社会福祉法人による利用者負担軽減制度) ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先41	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法の規定による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先42	(追加記載)	都市計画局住宅室住宅管理課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 都市再生住宅、小規模改良住宅及び更新住宅の管理に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出。
平成30年7月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 北條 昌代	税制課長 福波 良幸	事後	当該職員の異動による修正であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(追加記載)	証明書コンビニ交付システム	事前	
平成30年7月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追加記載)	【宿泊税】 ・宿泊事業者からの申告等により特別徴収義務者を把握する。 ・特別徴収義務者からの申告書を受け付け、管理する。 ・税額を更正・決定した場合は、特別徴収義務者に更正・決定通知書を送付する。	事前	
平成30年7月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税の課税状況及び収納状況を管理するシステムであり、以下の機能を有する。	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、宿泊税の課税状況及び収納状況を管理するシステムであり、以下の機能を有する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(追記記載)	1 連携機能 既存住基システム、税務オンラインシステムと証明書情報を連携する機能 2 証明書データ作成機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、証明書データ(PDF)を作成し、送信する機能。	事前	
平成30年7月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他システムとの接続	(追記記載)	[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム	事前	
平成30年7月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追記記載)	コンビニ交付システムに連携する事務フロー図を追記	事前	
平成30年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追記記載)	【宿泊施設情報】、【宿泊税申告特別情報】、【宿泊税申告情報】、【宿泊税内訳情報】を追記	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②他システムとの接続	既存業務システム、個人市民税課税支援システム、固定資産税総合事務システム、固定資産税課税支援システム、滞納整理支援システム、電子申告システム	既存業務システム、個人市民税課税支援システム、固定資産税課税支援システム、滞納整理支援システム、電子申告システム	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	①システムの名称 固定資産税総合事務システム ②システムの機能 固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。 ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものの閲覧・検索を行う。 ・例月の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額変更通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。 ③他のシステムとの接続 [○]税務システム [○]その他(固定資産税課税支援システム)	(削除)	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う削除であり、重要な変更には当たらない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	(追記記載)	①システムの名称 宿泊税データ管理システム ②システムの機能 宿泊税に係る特別徴収義務者との経過記録の管理、各種帳票の作成・発行等を行うシステムであり、主な機能は以下のとおり。 ・経過記録の管理 ・申告期限の特例に関する判定及び帳票作成 ・警告文発送対象の抽出及び一覧・帳票作成 ・更正・決定に係る加算金計算及び一覧・帳票作成 ・経営申告書、未申告指導文の帳票作成 ③他システムとの接続 税務システム	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム [○]その他(固定資産税総合事務システム)	[○]税務システム	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う削除であり、重要な変更には当たらない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	納税者からの地方税申告データを、インターネット経由で地方税電子化協議会が管理するポータルセンタ(ポータルシステムや受付システム)で一旦受け付け、本市側の電子申告システムに転送される。電子申告システムでは、申告データの管理を行い、本市税務職員により受付内容の審査及び基幹システム連携を行う。	納税者からの地方税申告データを、インターネット経由で地方税共同機構が管理する地方税ポータルシステムで一旦受け付け、本市側の電子申告システムに転送される。電子申告システムでは、申告データの管理を行い、本市税務職員により受付内容の審査及び基幹システム連携を行う。	事後	組織名称及び事務的な修正であり、重要な変更には当たらない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条 (3) 番号法第19条第8号(条例関係事務) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条 (3) 番号法第19条第9号(条例関係事務) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法改正に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追記記載)	宿泊税データ管理システムに連携する事務フロー図を追記	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追記記載・削除)	固定資産課税支援システムに連携する事務フローを追記(税務オンラインシステムから宛名を連携) 固定資産税総合事務システムに連携する事務フローを削除	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	行財政局税務部税制課、資産税課、収納対策課、市税事務所	行財政局税務部税制課、資産税課、市税事務所	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(文化市民局地域自治推進室、保健福祉局保険年金課、保健福祉局介護保険課、保健福祉局障害保健福祉推進室、保健福祉局地域福祉課)	評価実施機関内の他部署(文化市民局地域自治推進室、保健福祉局保険年金課、保健福祉局介護ケア推進課、保健福祉局障害保健福祉推進室、保健福祉局生活福祉課)	事後	組織名称の変更による修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAシステム、国税連携システム、本市共通システム基盤の情報連携機能)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、電子申告システム、国税連携システム、本市共通システム基盤の情報連携機能)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 債権部署	行財政局税務部税制課、資産税課、収納対策課及び市税事務所並びに各区、支所市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナー	行財政局税務部税制課、資産税課及び市税事務所並びに各区、支所市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナー	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	9件	7件	事後	件数変更による修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社インテック	株式会社京信システムサービス	事後	委託先の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	委託先の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	軽自動車税の納税義務者	軽自動車税の納税義務者及び口座振替を利用する納税義務者	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	軽自動車税の課税データ入力のため、対象データを取り扱う必要がある。	軽自動車税の課税データ及び口座振替情報入力のため、対象データを取り扱う必要がある。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	アデコ株式会社京都支社	株式会社パソナ	事後	委託先の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	滞納整理支援システムの保守運用コンソーシアム(日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社シンク)	日本電気株式会社	事後	委託先の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	固定資産税総合事務システム保守委託 ①委託内容 固定資産税総合事務システムのシステム保守を委託する。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの一部 その妥当性:総合事務システム運用のため、その保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。 ③委託先への特定個人情報 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他(庁舎内にてシステム機器を直接操作) ⑤委託先名の確認方法 現在選定中 ⑥委託先名 現在選定中 ⑦再委託の有無 再委託しない	(削除)	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う削除であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	固定資産税課税支援システム保守委託 ①委託内容 固定資産税課税支援システムのシステム保守を委託する。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:京都市内の土地、家屋所有者 その妥当性:固定資産税の課税を支援するシステムのため、その保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑤委託先名の確認方法 ホームページ京都市情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。 ⑥委託先名 ニッセイ情報テクノロジー株式会社 ⑦再委託の有無 再委託しない	(削除)	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う削除であり、重要な変更には当たらない。
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	提供先1 番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第7号別表第二に定める各事務	提供先1 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	①法令上の根拠 番号法第19条第9号(現8号) ③提供する情報 番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項	①法令上の根拠 番号法第19条第10号 ③提供する情報 番号法第19条第10号に規定する事項	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5	①法令上の根拠 番号法第19条第9号(現8号) ③提供する情報 番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ③提供する情報 番号法第19条第8号に規定する事項	事後	形式的な修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7	①法令上の根拠 番号法第19条第10号(現9号)に基づく本市条例	①法令上の根拠 番号法第19条第9号に基づく本市条例	事後	形式的な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8	提供先8 番号法第19条第13号(現12号)の用途ために使用する情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第13号(現12号)	提供先8 番号法第19条第15号の用途ために使用する情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第15号	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【固定資産税土地情報】 【固定資産税家屋情報】 【固定資産税共有土地情報】 【固定資産税税額情報】	【固定資産税土地情報(土地マスター)】 (項目一覧表の整理) 【固定資産税家屋情報(家屋マスター)】 (項目一覧表の整理) 【固定資産税共有土地情報(共有分割マスター)】 (項目一覧表の整理) 【固定資産税税額情報(賦課マスター)】 (項目一覧表の整理)	事後	事務の整理に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【固定資産税償却資産課税情報】	(追記記載)	19 複数編冊サイン	事後	事務の整理に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【宿泊施設情報】 【宿泊税申告特例情報】 【宿泊税申告情報】 【宿泊税内訳情報】	【宿泊施設情報】、【宿泊税申告情報】 (項目一覧表の修正) ([【宿泊税申告特例情報】、【宿泊税内訳情報】は【宿泊施設情報】、【宿泊税申告情報】に一体化のため削除。)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【個人市民税課税支援システム 課税情報】 【個人市民税課税支援システム 扶養情報】	【個人市民税課税支援システム 課税情報】 (項目一覧表の修正) 【個人市民税課税支援システム 扶養情報】 (削除)	事前	個人市民税課税支援システムの更新に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別添2)ファイル記録項目 【滞納整理支援情報】	(追記記載)	936(発行年度)～1040(特例終了年月)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【固定資産税総合事務システム】に係る項目 償却基幹連携情報、過年度調定マスタ、町名マスタ、償却資産明細マスタ、償却資産課税マスタ1、償却資産課税マスタ2、償却賦課マスタ、土地マスタ、土地按分マスタ、共有分割マスタ、路線マスタ、家屋マスタ、賦課マスタ、分割対象路線使用土地データ、登記済通知書データ、地番図データ、標準宅地データ、路線価格形成要因データ、航空写真画像データ、家屋所在図データ、建築確認データ、航空写真異動判読データ、家屋評価調査票データ、各種アプリケーション対応する電子ファイル化(jpeg、tiff、word、excel、cad、pdf、docuworks等)された課税参考資料、京都市・法務局間における評価額証明情報、電子化ファイル情報、手書き土地評価証明書作成履歴データ、手書き土地公課証明書作成履歴データ、手書き家屋評価証明書作成履歴データ、手書き家屋公課証明書作成履歴データ、手書き共有土地持分明細書作成履歴データ、手書き家屋明細書作成履歴データ、手書き共有者氏名表作成履歴データ、手書き償却資産課税台帳登録事項証明書作成履歴データ、手書き納税証明書作成履歴データ、手書き固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書作成履歴データ、手書き固定資産税、都市計画税(土地・家屋)税額変更通知書作成履歴データ、手書き固定資産(土地・家屋)価格等通知書兼課税明細書作成履歴データ、手書き固定資産税(償却資産)納税通知書作成履歴データ、手書き固定資産税(償却資産)税額変更通知書作成履歴データ、手書き固定資産(償却資産)の価格等の通知書作成履歴データ、手書き払込取扱票作成履歴データ	(削除)	事後	特定個人情報を取り扱わないシステムの廃止に伴う削除であり、重要な変更には当たらない。
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第76条、第90条又は第98条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。	事後	法及び条例改正に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、行財政局税務部税制課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。	番号法第28条に基づき市民意見聴取を行う。実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、行財政局税務部税制課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙1)番号法第19条第8号別表第二に定める事務	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)番号法第19条第8号別表第二に定める事務	(追加記載)	項番 20、30、53、121	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙1)番号法第19条第8号別表第二に定める事務 項番107 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5、移転先6	保健福祉局障害保健福祉推進室	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9、移転先37	保健福祉局生活福祉部地域福祉課	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14、移転先15、移転先16、移転先17、移転先18、移転先19、移転先20	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21	保健福祉局子育て支援部保育課	子ども若者はぐみ局幼保総合支援室	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22	保健福祉局子育て支援部自動相談所	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部児童福祉センター児童相談所	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23、24、39	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25、40	保健福祉局長寿社会部介護保険課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26、27	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先28	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先33、移転先36	保健福祉局生活福祉部地域福祉課	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先34	保健福祉局生活福祉部地域福祉課	保健福祉局障害保健福祉推進室	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先35	保健福祉局生活福祉部地域福祉課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課	子ども若者はぐみ局子ども若者未来部育成推進課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙2) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先43	(追加記載)	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 ①法令上の根拠 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条 ②移転先における用途 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事後	移転先の追加であり、重要な変更には当たらない。



(別紙1)番号法第19条第8号別表第二に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの





<b>移転先4</b>	保健福祉局障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先5</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先6</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先7</b>	保健福祉局障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先8</b>	保健福祉局こころの健康増進センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先9</b>	保健福祉局生活福祉部生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先10</b>	保健福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ○ ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先11</b>	保健福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先12</b>	保健福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ○ ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先13</b>	保健福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先14</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先15</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度



<b>移転先16</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先17</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先18</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先19</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先20</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先21</b>	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先22</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター児童相談所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先23</b>	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先24</b>	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度



<b>移転先28</b>	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先29</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務、児童福祉法による療育の給付に関する事務(結核児童療育給付) 母子保健法による費用の徴収に関する事務(未熟児養育医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(育成医療)
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先30</b>	都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度



<b>移転先31</b>	都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先32</b>	都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先33</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先34</b>	保健福祉局障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先35</b>	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	京都市老人医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先36</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	高等学校及びこれに相当する学校(専修学校及び各種学校を含む。)における修学の援助に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能 )
⑦時期・頻度	照会のある都度



<b>移転先40</b>	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	介護保険法の規定による保険給付の支給に係る利用者負担額の減額又は軽減に関する事務(社会福祉法人による利用者負担軽減制度)
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先41</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法の規定による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
<b>移転先42</b>	都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	京都市市営住宅条例の規定による二条市営住宅、南岩本市営住宅、高瀬川南市営住宅、山ノ本市営住宅及び更新住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

<b>移転先43</b>	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
①法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条
②移転先における用途	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

(行財政局税務部税制課)